

大阪市障がい者施策推進協議会

令和5年度 第1回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議会 議事録

日時：令和5年9月27日（水）

午後1時30分～午後3時

場所：大阪市役所 地下1階 第11 共通会議室

開会

（松村障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介）17名中13名参加

（資料確認等）

（部長に司会を交代）

北野部会長：

次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきたいと思いますので、円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。

事務局から説明ありましたように、Web参加の委員も含めてマイクを使ってゆっくりとお話をしていただけたらというふうに思っております。

議題に入ります前に、今回新しくご就任の委員の方、お二人から一言ご挨拶いただこうと思います。

まず、最初に大阪法務局人権擁護部第二課長有田委員よろしくお願いいたします。

有田委員：《あいさつ》

北野部会長：

有田委員、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。では、続きまして大阪市成年後見支援センター所長の仲村委員よろしくお願いいたします。

仲村委員：《あいさつ》

北野部会長：

仲村委員、ありがとうございました。

どうぞ、忌憚のないご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは議題 1 としまして「令和 4 年度の第 2 回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果について」ということで、内容につきまして事務局から説明をお願いします。

森企画調整担当課長代理：【資料 1 について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員から何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。古田委員。

古田委員：

どうもありがとうございます。古田です。

グループホームの件、差別の問題まだまだあります。去年もまた断られたりして貸してもらえないというような事例がありました。

グループホームが入っている分譲マンションで、管理組合から、グループホームは出ていくように言われたということに関しての裁判については、9 月 21 日に結審を迎えました。1 年半ぐらい経っていますが、いよいよ 1 月 31 日に判決と、その前に 10 月頃から和解案についての協議がなされるということを聞いております。

まだまだ理解が足りないと思います。障がい者は、グループホームでも一人暮らしでも、普通に暮らしているだけです。理解を深めるために、また団体と一緒に動画などを作ってそれを広めていく、居住支援協議会などの場を使って広めていくというような動きをそていただけたらと思っています。

それと、今国でも問題になっていきますけれども、株式会社のグループホームで、入居者から多額の食材費を取っていたということが問題になっています。月 7500 円ですむところを 2 万円ほど取っていたということで、特別監査を実施するというような報道があったところです。

それで営利目的で、大阪はましなんですけど 20 人にしたら儲かるいうてコンサルが暗躍して、あっちこっちでものすごい数のグループホームが。このめぐみもそうなんですけど、何年かでもう 100 何十ヶ所みたいなことで物件を作っているんです。

それに建設会社と一緒に、20 人の大規模グループホームを作っていく、すごい数で作っていきますので、それで全然経験のない職員ばかりをかき集めてやっているの、どうしても無理が生じていきます。

大規模防止ですとか、あと営利目的で経験の乏しいところはやっぱり、今虐待や差別が相次いでおりまして、相談支援も大変な状況になっているんです。

ちょっともぐら叩きの状態が続いてきていますので、やっぱり市としてグループホームはこうあるべきなんだということで、研修ですとか指導とかを強めていただくように、ガイドラインとかも作って、動きを強めていかないとますますグループホームという基盤がつぶれてしまうんじゃないかというふうに思っておりますのでご協力よろしくお願いします。

北野部会長：

古田委員ありがとうございました。

私たちがグループホームのことは、本当にいろいろ心配をしております、特に精神の方々が実際に、グループホームの物件探しは大変なだけじゃなくて、グループホーム自体の運営経営の中には、若干、危ない団体さんの運営系があります。

内部で支援そのものに虐待に近いものが起こってきているということです。金銭搾取がありまして、ですからグループホームにつきまして、これからしっかりまた検討検証できる仕組みを作っていかなければいけないというふうには思っております。是非とも市の方もよろしくお願いしたいと思います。

あと、委員のみなさんいかがでしょうか。よろしいでしょうか、ではまた、あとでございましたら、また戻ってもらって結構ですので、次の議題に行きたいと思います。

次は議題 2「相談窓口における対応状況（令和 5 年 3 月～令和 5 年 8 月）について」事務局から説明どうぞよろしくお願いいたします。

森企画調整担当課長代理：【資料 2 について説明】

北野部会長：(33:00～)

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、皆様からのご意見、ご質問あればどうぞ、

どの委員からでもお願いいたします。古田委員。

古田委員：

すいません。

それぞれ、結構いろんな場面で事案が上がっているんだなと思いますけれども、それぞれ適切に対応していただいているようでありがとうございます。

ただ、ちょっと気になりますのが、この最初の苦情、不快、不満のところなんですけれども、これ「ア」が不満で「ウ」が不快で「エ」が意見、「カ」が意見という取り扱いのカテゴリーに分けられているんですけど、「ア」は合理的配慮の理解が足りないんじゃないかなと思いますし、「ウ」は歩行器を使うときにスロープもこれも合理的配慮といえるんじゃないかなと思います。

それで「エ」も合理的配慮といえるんじゃないかなと「カ」もこれは差別といえるんじゃないのかなと思うんです。ちょっとあんまり、他の類型に入れるんじゃなくて、できる限り合理的配慮だとか差別の問題として取り上げていただきたいなと思っています。

「ア」の銀行の問題は、これ昨年でしたっけ、銀行に対して自筆で署名できなければ口座を作らせてもらえないというような案件とか、ATMの利用が問題になったりしましたので、チラシを作っていただいて大阪銀行協会加盟の50何行に対して啓発をしていただいたんですけども、やっぱりまだこういう事例があります。

堺でも、また自筆署名できなければって言って断られた事例がありました。まだまだ各支店、現場の職員まで届いているのかなというふうに思える節がありますので、改めて銀行の各支店まで、現場の窓口職員まで伝わっているのかっていうのを確認いただき、もう1回再啓発をいただけたらなというふうに思います。

「エ」はこれメトロと案件かなとも思えるんですけど、これは後でちょっといかなかなという問題があります。

それと介護保険の方の理解がやっぱり足りなくて、これ障害者が自立生活しており、親を見てはるような場合もありますので、こういうことがないように介護保険の方にも周知いただきたいなと思っています。

それから「ク」のライブ会場、これはうまいこと対応してくれはったなと思います。前の席取らんと開けといてくれはったんですね。こうやってできるんやなっていう、いい事例かなとも思いました。

それから理髪店の方も「出て行け」いうのは、ちょっとありえない話でこんなんねえ、いかななということで、理髪店時々差別がね、入口に段差をわざと設けているような理髪店もありましたけれども、また、理髪店も続くようやったら啓発を業界にしていたけたらなと思います。

それと「ス」の防災なんですけど、これ防災学習施設いうたら市の施設にもなるんですよね。それでこの理解じゃ困るなあと。それで障がい者別に怖いところへ行かしているんじゃないくて、結構災害の時になって揺れたらパニックになりはるとかね、いろいろな体がもう動かなくなってしまうとかありますので、そういうのも体験していこうというで団体の方ではやっておりますので、だから危ないから言うて、何かこう排除するようなことは決してないようにしていただきたいのと、インクルーシブ防災も含めて、働きかけてくれているということで良い取り組みと思うんですけど、自治体によっては、個別避難計画を福祉の相談支援員、ケアマネと一緒に作って、それを地域の住民と実践してみても、本当にそのやり方で逃げれるんかっていうところまで検証しているというインクルーシブ防災が兵庫県とか別府なんかの方で行われています。

それで、今国も個別避難計画の作成を5年のうちにつけて言うて、あと2、3年で作っていきましょうというふうにしています。大阪府下では10市ぐらい、10何市ぐらいです。これ町内会の人とか民生委員が、本人に会ってどういうふう避難計画を作りますよと言うてやっても無理があるから、個別避難計画を当事者とケアマネ、相談支援専門員が一緒になって作る仕組みを府下でも、もう10何市でやられています。

ただ大阪市は、それをなかなかやろうとしてくれなくて、もうどうやって作ったらいいんやっていうようなことにもなっていますので、またこの辺も含めて、福祉の方から防災部局の方とも連携して、個別避難計画を福祉が連携して一緒につくり、そのあとの避難の取り組みにつなげるみたいなことを、大阪市でもぜひ検討いただけたらと思います。

北野部会長：

はい。古田委員、ありがとうございました。

では長谷川委員、同じ関連でお願いします。

長谷川委員：(39:10～

よろしいですか。すいません。大阪手をつなぐ育成会の長谷川です。

啓発の「コ」のところなんですけれど、これ読んでみたらヘルパーさんが同行されていたということで、同行者も間に入ってくれなかったって理髪店の方が仰ってるんですけども、単独でご利用されている場合は、やっぱり理解っていうところ、ヘルパーさんも一緒でも理解の啓発はもちろんだと思うんですけども、やっぱりヘルパーさんがついている時には、ヘルパーさんはただ理髪店について行って帰るだけがお仕事ではないと思うので、やっぱり啓発も含めた社会参加に力を入れていただくというのも一つのお仕事だと思います。先ほどのグループホームの話でもありましたけれども、やっぱ

り福祉の方に関わる方のお仕事の質といいますか、その気持ちといいますか、そういうところがちょっと今、疑問視されるようなところも出てきております。ヘルパーさんが同行されている様子を見ても、利用者さんは後ろで歩いてはってヘルパーさんは前を歩いてはって、後ろに利用者さんがついてくるだろうと思ってはると思うんですけども、視界に入っていないというケースもやっぱり聞いていますし、長居の障害者スポーツセンターをよく利用されているんですけども、何か1人で遊んではるところで、必死に何かお仕事の方の登録用紙ですか、何かそういう記録表を書くのに下ばかり向いて書いてたわ、みたいなお話もよく聞きますので、やっぱりこの理解もして欲しいところあるんですけども、その間を取り持ていただく、そのヘルパーさんの役割というかそこも重要だと思います。

そこで啓発活動が進むと、何ていうのか大阪市まで届けることなく、そこで解決するっていうことも多いと思いますし、実際その場でそういう理解を促してもらう方が、理髪店の方も理解しやすいとも思いますので、その辺は理髪店の方だけに理解を求めることではなくてやっぱり、ヘルパーさんの方のそういうお仕事の内容を見直すといいますか、そういうところのご指導もしていただきたいと思います。

あと「ソ」のフリースクールのところなんですけれども、確かに発達障害の方は、フリースクールとか通信の方、不登校の方、通信の方、通いたいという希望の方々がかなりおられますので、この前例がないとのことで対応してもらえないっていうのは、ぜひ前例を作るといいますか、ここはもう作ってこういうふうにしてくださいっていうふうな指導がいるんじゃないかなあとは思いました。以上です。

北野部会長：(42:10～

長谷川委員ありがとうございました。

今長谷川委員言われたこのヘルパーさんの問題と古田委員もおっしゃられた、この「カ」の事例ですよ。介護保険サービスのいわゆる高齢者の介護保険支援事業者の理解の低さです。これからやっぱり支援する側の方もしっかり、やっぱり研修、一定レベル上げて支援するという仕事は、ただ介護するだけじゃなくて、権利擁護も本人の権利をちゃんと守っていく仕事をするんだという、そういう権利擁護の意識レベルを上げていかないとですね、何でなにではるのかってね、プロとして恥ずかしいんじゃないかという、ちょっとだからここは障がいの方も高齢介護保険の方も、やっぱり権利をプロとしての意識をしっかり持ていただきたいなと思っております。

それと今言われた「ソ」のフリースクールも、フリースクールの理念で何かこのフリースクールは、何かコンピューターITを活用されているフリースクールだそうですので、ご本人がパソコンで入力すれば十分です。試験とか受けられる方なんですから、何を言うてんねんってそんなレベル、もうちょっとしっかりせんかいというのはもうぶっ

ちゃけた話の我々の理解してるところでございます。

あと古田委員の方からいろいろおっしゃっていただいたところで、特に「ア」のところの自筆の部分ですけど、自筆に関してはかなり各銀行協会含めて、いろいろやっていますので、いわゆる自筆でなければいけないという状況は、かなり高いレベルでクリアされつつありますけども、こういう形で一つ書けたのになぜあと書けないんだとか、やっぱり細かい障がいに応じた理解をしていくというところまでまだ至っておりませんので、ちょっとここの理解をどうすれば、特に精神の方のとか発達系の方の理解とかも含めて、まだまだだなというふうに考えております。

それから公共交通機関は、また後で一括してやりたいと思います。今、まだまだいろいろな問題がありまして、特に最後は「ソ」の防災の件は、これまた今日、この防災の件についても事例検討いたしました。市の公立機関のところですから、やっぱり高いレベルでこれ対応しがいかなあかんということは、もう重々、市の方も理解されて、今後、障害者団体と話し合いながら、より高いレベルでのしっかりしたものに対応できるマニュアルを作っていくということと、あと、古田委員から言われていた、個別の避難計画をどうするのかというのはとても大きなテーマです。

私はいくつかの市の計画の委員長しておりますけど、やっぱりこの個別避難計画をかなり充実してやっている市と、まだまだできてない市があります。

これは、やっぱり各市の事情もありますけど、これから特にこの個別の避難計画は充実せなあかんのと、それに向けたこの避難に関する各市の体験・経験も含めたこの仕組みを、しっかり作っていったらなというふうに考えております。

ありがとうございました。あとの委員よろしいでありますでしょうか。では、また元に戻ってもらって結構です。

続きまして、議題3「令和5年度の研修・啓発等の実績」につきまして、よろしくお願いいたします。

森企画調整担当課長代理：【資料3の説明】

北野部会長：

はい。ありがとうございました。私の方から1つだけお願いよろしいですか。eラーニングで全職員に研修してもらっていますよね。実は、私はこれすごい胸張ってしまして、他の地域支援協議会のところで、職員とか行政の方の研修どうなってんねんという質問がどの委員会でも出ますので、大阪市ではこんなふうに、eラーニングで全職員にちゃんと研修しておりますと言って威張っておりますので、本当にきっちりやってもらって、あの中身のレベルをバージョンアップしてもらったり、いろいろご質問とかいた

だいて反応もしっかり受けとめてもらって、ぜひとも充実したものをしていただければ、うれしいです。よろしく願いいたします。すいません。勝手なこと言いました。他にどうぞ、何かご質問、ご意見ありますか。はい。古田委員。

古田委員：(51:46～

資料 3-2 のチラシですけれども、これ市営住宅で自死に追い込まれた事件以降、まだまだやっぱり障がいへの無理解からのトラブルっていうのは、各住宅で相次いでおりまして、以前作っていただいたのは回覧版に掲載とか、貼り出しとかぐらいやったんで、全戸に配布して欲しいということで、ここまで作っていただきました。

それでやっぱり、精神とか発達とかは知的の人って見た目では体が動くし、若いしっていうことで、できるやろと自治会活動、それでみんな高齢化してしんどいんやっていうようなところで、無理やりやらそうとしてできないって言うたら出て行けとか、もう入居させないっていうような差別に繋がるので、そういう障がいについてのちょっと理解を進めるためにということで、これは去年、都市整備局の住宅管理センター職員向けのパンフレットにも書いた文章を入れていただいて、最後の方にちょっと自治会活動も、もう法の対象になるんですよっていうのもちょっと匂わせて作っていただいたところ です。どうもありがとうございました。

それと資料 3-3 のチラシ、これまだ修正がきくんやったらちょっとお願いしたいんですけど、この Q A で最後に不当な差別的取り扱いがきているのはちょっと違和感あるので、これ一番最初でもいいんじゃないかなと思いました。不当な差別的取り扱いとは、というのを一番最後に聞いてますけど、これが最初にあって、合理的配慮の提供とはに繋がってもいいのかなと思いましたけど、ちょっと順番が最後と言うのは、どうなのかなという気がしますので、もし修正ができるのやったらお願いします。はい。

北野部会長：

ありがとうございました。

これはもう少し検討していただいて、私も勝手なことをあのときに、このイラストがかわいいけど、あんまりイラストがかわいすぎてこのイラストで大丈夫かなって、それを心配してしまったんですけども、また、皆さんにいろんなご意見をいただけたら、最終的にまとめたいと思っております。ありがとうございました。

よろしいでしょうか皆さん。各委員よろしいですか。福島先生、なんか 2 時半までですかね。先生、2 時半で次の何か、ご予約おありになるんですかね。

先生、今までのところでなにか、もし先生の一言ありましたら意見をいただいてもいいかと、先生にも発言してもらおう時間ありませんので、先生、もし何かあれば一言お願

いしていただけますでしょうか。よろしいですか。

福島委員：

はい。わかりました。すいません、何も考えておりませんので、あのいきなり振られて何を発言するか、今、必死になって考えている最中なんですけれども、あの先ほどの資料2に令和5年3月～令和5年8月までの相談状況について報告があったかと思います。そちらについて、個別の事例とそれに対する対応については、すでに質疑がありましたし、また、この間、あの経年でお話を伺いしておりますけれど、古田委員からご発言のありましたように、基本的にはご対応も丁寧になってきているのかなと言うふうに感じているところです。

ただ、気になったのが、若干、相談件数が思ったよりも多くはないのかなあというところが気にはなっているところで、相談件数が伸び悩んでいるというふうに言っているのかどうかわからないんですけれど、このような数字になっていることについて、何か、お考えと言うのがありましたらお聞かせ願えればと言うふうに思います。よろしくお願いします。

北野部会長：

福島先生ありがとうございました。

何か、市の方でこの意見について、ちょっと私たちも今、あんまりこう分析しきれてないのですけれども。もし、ありましたら、はい。

森企画調整担当課長代理：

障害福祉課の森でございます。ご意見ありがとうございます。

まず、相談件数がちょっと多くないのではないかとということでございます。詳細な分析ちょっとでききれてないのですけれども、確かに、この相談窓口そのものを周知といいますか、そういったことも今後やっていかなあかんといいますか、重要な点なのかなと、それを知ってもらって、相談が増えていくのではないかというようなことも考えられますので、そういったところで取り組みを進めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

北野部会長：

これは、私たちも本当にすいません先生、私たちも、これはちょっと悩んでるのは、コロナのなる前の数とコロナになってから減った数で、若干、今、戻ってきてますけども、またコロナの前までのところまでは、数字が至ってない部分もあると思うんです。

これがなぜかというのはちょっと、もし福島先生、ご意見あれば何か教えていただければと思います。

福島委員：

すいません。あの私も特に意見があるわけではないのですが、もちろん、あの感染の可能性を恐れて、なかなか対面での相談がしにくいみたいなお話であれば、例えばオンラインでのご相談の可能性みたいなものを視野に入れていく必要がありますし、そうではなくて、単純に障がいのある方とか周囲の方々がそういう窓口があることを知らないと言うことであれば、きっちりと当事者に向けて相談窓口をお伝えしていくっていうふうな話になりますし、なので、なぜ相談件数がなかなか増えないのかと言うのは、一度考えてみる必要のあることなあってふうには思っているところです。ご承知のように、来年度から民間事業者に対して合理的配慮の提供が法的義務とされることとなりましたので、それを含めて考えますと改めて相談件数をどうやって増やしていくことが必ずしも必要なことではないんですけれども、困っている人が相談できるような体制をどう作っていくのかと言うことが、今後必要になってくるのかなあというふうには考えているところです雑駁な意見ですけど、以上です。

北野部会長：

はい。福島先生ありがとうございました。

本当はこの後、この議題４で「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の改正についてで、ご意見いただきましたんですけども時間ですので、先生ありがとうございました。

福島委員：

すいません。そちらについては、先ほどざっと確認をしましたけれど、特に、すいません。見落とし点があるかもしれませんが、大きな問題があったというふうには考えておりませんので、特にそちらについては意見ありません。はい、以上です。

北野部会長：

はい。ありがとうございました。

では、ただいまから議題4「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消に関する対応要領」の改正につきまして、ご説明をどうぞよろしくお願いいたします。

森企画調整担当課長代理：【資料4の説明】

北野部会長：(1:09:53～

はい。ありがとうございました。

今はこの膨大な資料ですけれども、大阪市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正案についてご説明いただきました。

実は私はちょっと、ここまで理解しておりませんでした。初めは、大阪市というのは行政機関です。当然、次のページ見ると、いわゆる一般事業者ではありませんので、合理的配慮というのはもともと法的に義務化されておると、ですから、大した改正は要らんのちがうかというふうに、より気楽に認識をしておったんですけども、こう考えますと、結構、もちろん民間事業者に対する、その指導する部分もありますが、内部のいろんな細かい部分とそれから国が出しておられた事例の問題、それから後も大阪市として独自に加えられたいくつかの項目、それから合理的配慮に入るとか環境の整備等の関連とか、いくつかきっちり整理していただきましてこういう形でまとめていただきました。

これにつきまして、委員の方で何かまた、もちろん、各障がい者団体や委員には、再度、細かいチェックしていただいて、ご意見いただく時間もございます。

今は、何か大きなことにつきまして、少しお気づきのことあればお話いただけたらと思います。各委員いかがでありましょうか。はい。よろしいでしょうか。

また、あれですかね、細かいところのチェックはですね、藤井委員お願いいたします。

藤井委員：

すいません。感想になってしまうんですけど、10 ページです。改正案のところへと職員の対応の大阪市における対応の改正案の新旧対照表ですけれども、その10 ページのところでした、そこでの上から2行目の2段落目と言うか、3行目のところなんですけれども、合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の性別、年齢、状況等に配慮するものとし、特に障がいの女性に対しては、障がいに加えて女性であることも踏まえて対応を求めることに留意が必要であるところが明記されたというところがすごく大事だった。大事なポイントなのかなと思った次第でございます。女性に限らずってところで、いろんなLGBTQのことについても考えていく必要があるかもしれません

けれども、こういったもんが出たことについて大事なところだなと言うことを改めて確認をしたところでございます。以上です。

北野部会長：

はい。藤井委員ありがとうございました。

これは国の方でもこのことについて触れておられまして、大阪市もこのことをしっかり考えていこうということで、ちゃんときっちり入れさせていただきました。

ありがとうございました。

逆に気になるのは、合理的配慮と環境の整備をこんなふうにくっきりと分けてしまつて、じゃ一層、合理的配慮をつまり個別対応をすれば大きな環境の整備は二の次なんかと言われると、そうじゃないっていうね、やっぱり基本的には環境の整備というのは本当に、その一定のレベルは絶対にせなあかんという意味、まずこれこそ環境整備こそが、まず徹底的やるべきことがあつて、環境の整備があつて、それでもなおかつ、それを超えて特別な支援の必要な障害を持っている方に対して合理的配慮を行うという。

だから、一般的に障害を持っている方は、環境整備でむしろいけるという一定のレベルのバリアフリーのレベルっていうのは基本的にきっちり確保するというのが前提の議論でして、それプラスでどうしてもそれでもプラスアルファ支援の必要な特別な障害持ってる方に対しては、プラスアルファしていくという、こういう理解でやっていきたいなというふうに思っていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

あとの委員いかがでありますでしょうか。

では、またこれにつきましても、各委員にいついつまでにとご意見も求めるチャンスを提供するそうでございますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

では、まだもう1個大きなテーマもあります、議題5ですけども、次期大阪市の障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定につきましてですね、事務局から現状の説明をお願いいたします。

三浦障がい者施策部障がい福祉課長：【資料5の説明】

北野部会長：

はい。ありがとうございました。

この部会とは違う、この障がいの計画の部会がこれについてメインに、これについて検討してくださってます。

この部会で上がってきたやつを私たちも受けて一定議論して、親会の施策推進協議会

にかけるといふ形になるのでございまして、もし、何か今の今日の話の中で、ご質問とか或いはご意見等がございましたら、各委員どうぞご自由に。はい。古田委員。

古田委員：

はい。ありがとうございます。

地域移行については、また意見出させてもらったやつでまた修正をお願いします。

それと後ですね、後で出てきますメトロの問題ですけれどもです。

資料5の参考資料の111ページのメトロの表記についてちょっと検討をお願いしたいと思っております。後で問題は言いますけれども。

ちょうど5年前にメトロ民営化されまして、障がい者へのサービスを民営化しても絶対に引き下げることはないということで、この111ページの文言が5年前の計画ではかなりいいことが書かれてまして、輸送の安全の確保は、経営判断の最優先課題としてハードソフト面から揺るぎのないように取り組むことが必要やとか、人にやさしい市営交通を目指してやってきた精神を経営理念の根本として継承するというような結構いい言葉が書かれてるなと思ってたんですけども、これが3年前の中間見直しで確かこのような表現に簡素化されてると思うんですけども、もう一度、ちょっとこの間の問題、また後で言う問題を踏まえて、その以前の表記の復活なり補強をご検討いただきたいと思っておりますのでまたよろしくをお願いします。

北野部会長：

はい。古田委員、ありがとうございました。他にいかがでありますでしょうか。

よろしいでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

ただいま事務局から説明につきまして意見をいただきましたので、議題6、その他に移りたいと思います。

実は事前に古田委員の方からで、この場で協議をしたいという案件をいただいておりますので、これについて古田委員の方から説明していただいて、皆様のご意見をいただきたいと思っておりますので、古田委員よろしいでしょうか、お願いいたします。

古田委員：

はい。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

ちょっとメトロの課題ということで報告させていただきます。5年前に民営化されて、サービス引き下げないっていう話だったんですけども、今年の8月27日から急に24駅の26改札が無人化されて、インターホン設置に変えられたということで、みんなどな

いになってるんやっていうふうな声が、こちらの方にどんどん届いてきまして、それで調べたらこういう話になっていたっていうことがわかりました。結構、よく出入りが多い駅なんかの改札も、これどういう判断でこうされたんかですけども、何か可動式ホーム柵が設置されたからもうインターホンでええなと思ってこうされて、無人化されていったる改札がこれだけでも出てしまっておりまして、いろんな支障が出始めています。

次のページ見ていただきましたら、どんなインターホンでどんなもんかっていう写真もこれメトロのホームページから取らしてもらったんですけど、大阪市のホームページには全然出てこないで、メトロのホームページから探して取ってきたんですけども、こんな機械が改札の近くに設置されてまして、呼び出しボタンを押したら、遠隔操作センターという駅とはまた別のところに設置されてる 10 人ぐらいいてる部屋があるらしいんですけどもそこに繋がって、それでその遠隔操作センターの職員とやりとりをして、それでこの下の黄色の中に四角い紺色のところがあるかと思うんですけど、そこに乗車証とかパスを置いて確認をカメラでして、それでそれで改札を開けてもらうという順番になっているみたいです。

それで横にちっちゃく白い箱が横についている、左横についてるかと思うんですけど、これは何か耳のマークのカードが入ってまして、これは聴覚障害の人はこれをかざしてくださいっていうことでやりとりをするみたいなことになっていまして、それでもう一つの駅長室に居ている職員が走ってきて、手当をするみたいな話になってるんですけども、これがいきなり導入されまして、呼び出しボタン押して、そこにかざして、置いて、それんで開けてもらうという順番になっているということです。

それで当面の間はその近くに黄色のジャケットを着た介助業務スタッフっていうのが配置されていて、或いはもう 1 人スロープを置きに行く職員、バイトの人みたいな者も配置されてるというふうには聞いてるんですけども、ただその人は改札を勝手に開けるわけにいかんみたいなことで、まだまだ素人の人をバイトで雇ってはるのかなということになっています。

それで、このインターホンのところの近くのマイクで、ここにインターホンがありますよっていう誘導はやってるというようなことになるんですけども、こういう仕組みにいきなり変えられたもんで、障がい者は戸惑ったり、驚いたり、困ってるっていうような情報がいろいろ出て参りました。

それでその次のページがこちらに届いた第一報の困ったケースです。これは、住吉区の基幹センター、うちのとかやってますのでそれで届いた情報なんですけど、50 代の脳性麻痺 1 級の方が長居の南改札口で、いきなりこんな形になったんでわからなかったとか、それで言語障害もちっとある人なんで、インターホンでのやりとりを雑踏の中のインターホンのやりとりなんで、聞き取りにくいし、こっちが言うてることもまず伝わらないので、それで声が聞き取れないのではっきりしゃべって欲しいとか、何とか伝えようと繰り返し説明したんやけど近くに介助者がおるんやったらその人に代わっ

で欲しいみたいなふうに、これはもう言うたらあかん事になるんですけど、本人を傷つけることになるんで、そういうふうなことを言われたということで、それでかなり待たされて、電車にしばらく乗れなかったって、非常に気分が悪かったっていう話になりました。

今まではスムーズに改札を通れてて、まあホーム柵もつけてもらったりしてかなりメトロを信頼してたんですけどもこんな話になりました。それで長居は、スポーツセンターもあって、障がい者常に毎日使ってますし、ここイベントがあるんで、結構。

この前もB'z（ビーズ）のコンサートで何千人とかね、サッカーの試合や言うてワールドカップやいうたらまたすごいことになるようなそういうところなのに、なんでここをまたなくしてしまったんですかっていう話になっています。それでちょっとこれから他の障がいでも同じようにあるやろうなと思っていろいろ調べたのは次のアンケート結果です。

これ急いでこちらアンケート項目作って、1週間だけ拾って見たんですけども、それだけでも16件出て参りました。

それでインターホンの不都合は、利用の不都合ありますかとか、遠隔案内センターとか、介護業務スタッフ、黄色いジャケット来てるスタッフとのやりとりで何か問題になったことありますかとか、駅で待たされたりっていう不都合ありますか、その他何か不都合があればっていう4項目で聞かせていただきました。

それに対して視覚障害の方が4名、盲聾っていう視覚聴覚重複の障害が1名、身体障害者が5名、身体重複知的の重複の人と身体の同時利用の場合が2名です。

それから知的障害、精神障害ということで計16名の方からいろんな困りごとが届きました。

まず視覚障害ですけれども、やはり何をおいても、どこにインターホンがあるかわかるかいなと、そりゃそうやろなと。

それでどこにボタンがあるんかわかるかいな、どこに置いたらええんかわかるかいなという、いずれも最も意見が出てまして、それでこの1人目のAさんはで、ちょっと弱視とかもあったりしますし、それから少し言語障害もあられる方です。

それでやっぱり、その音声案内でここにインターホンありますよという案内がなんか下の方からたまに流れてるだけなんで、こんなん見つけられへんわっていう話もあったり、配色もちょっと見えにくいとか、それからやっぱりこの言語障害の人で同じようにやっぱり言われました。

2番目のところですけど、インターホンを押して話をしたが言っていることがわからないから他の人にかわり話してもらうように言われた。

違う改札には人がいるからそっちの方に回るように言われたって言うて、これ視覚障害の人に、また別の改札の方までぐるっと周りに行けっていうんかっていう話になっています。ちょっとこれはいかんというような事例です。それで他のBさん、Cさんも

やっぱり、こんなインターホンでの音声案内かわかりませんかとか、いつまで待ったらいいんかって、何本か列車を見送らなあきませんでしたとか、というような話になってたりします。

Cさんもインターホンがどこにあるかわかりませんと、音声案内は雑踏の中で聞こえませんというような話です。それからDさんの方も同じような話ですね。

それで誘導もして欲しいので今まで通りと同じように、無人はやめて欲しいという意見をいただいています。それで盲聾障がいの方ですけれども、これやっぱりどこにあるかわからないし、盲聾の方は、コミュニケーションはインターホンでは絶対取れないんで、走ってきてもらうしかないというような話になります。それで手引きの人はついてる場合もありますけれども、それは多いんですけれども、手引きの人も聴覚障害の人やったりするんですよ、盲ろう者の手引きは。本人に情報を伝えられたらいいんで、ということで、ただ、その人がインターホンのやりとりするにしても、インターホンで言葉でのやりとりは無理ですので、これで支障は出ていまして、やっぱり乗り継ぎが間に合わないというようなことなんかが言われています。

それから身体障害は重度の人ですけれども、車椅子の人です、ほとんど。

やっぱり時間がかかって、乗り過ごさざるをえなかったっていうようなことで、Fさんは、特にちょっとこれも長居のところですけども、かなりお怒りいいでして、もういっぱい書いて埋めますということで言われて、こういっぱい書いていただきました。

それで、言語障害もあったりするとオペレーターには通じません。インターホンでは、通用しませんっていうようなこととか、あと改札に入ってからトイレに行きたいみたいなことで利用されてるんですけど、それがなかなか乗車前にトイレっていうのはいけなくなったりもするっていうような不都合も出てますし、黄色い服を着た介助スタッフも8時から20時までの配置とされてると。

それから遅くなったら、もう誰もいないっていうような不備も出てるということで、この方は、直接メトロにも話をしてるんですけども、もう私たちの力では何もできないから直接メトロに訴えて欲しいというふうに駅員からも言われてるっていうような状態で揉めています。

それでやっぱりスポーツセンターとかヤンマースタジアムでのイベントとかもあって、すごいたくさん人が通るときがあって、その時には駅員は配置されるんでしょうけども、結局、やっぱり人混みがものすごいんで危ないんですよ。

車椅子の高さが低いので、埋もれてしまったら雑踏の中で誰かが倒れたら、下敷きになりますので、駅員が必ずついて誘導して欲しいというふうにも思っております。

それからGさんなんかは、このやっぱり体の障がいでインターホンまで手が届かないっていうようなことを言われたりしてます。

インターホン越しの会話が困難であると、これも障がい、身体障害といってもいろいろありまして、頸椎損傷の人なんかでしたら、やっぱり指先だけしか動かないので指先

でレバーを操作して電動車椅子移動の方もいるし、顎で操作してる方もいます。そういう方はインターホン無理です。

それから骨形成不全といいまして、体が少し小さくて骨が脆い障がいがあるんですけども、その方なんかでも、インターホンまで手が届くというのは無理ですので、そういうふうな支障にもなってきます。

それでHさんもそうです。介助者は何かこう自分はいれたけど介助者でバサッとまた閉じられたとか、今後は効率化のためにインターホン利用をお願いすることになると。

インターホンの操作介助は、補助は介助者をお願いすることになるっていうふうに言われた言うて、それなら1人での移動はどないなんねんっていうふうな話になっていきますし、Iさんなんか同様のトラブルです。

それからJさんですけど、この方は聴覚難聴ぎみの車椅子の方ですけどやっぱり会話はインターホンでは聞き取れないし、伝わらないっていうことになっています。

それから4番のKさん、Lさんの事例は、これ2人で介護者つきで行ったらそのたびに改札は通るたびに閉められ、時間がかかると。

それで、これあんまり都市部のオールランド交渉とかやってる時は何百人の規模で区民センターに行くんですけど、この前も野田阪神の近くの福島区民センターでやりましたら、偉い行列ができてたと。8月末ていうのはこういう問題でもあるのかなと思い、一人一人通るために操作せなあかんっていうことで、この方なんかは、リハビリがLさんはリハビリが間に合わなかったというような弊害も出ています。

これで時間がかかってしまって、何時からリハビリやったのにそれを飛ばして、1回設定し直ししなければならなかったというような話になってます。

それから知的障害の方も、どんなトラブルがあるかなというて聞いてみたんですけども、やっぱり1人で移動しはる人もいますけれども、やっぱり会話が成り立たなかったりするんですね、何を言われてるんかわからなかったり、必死に伝えようとしてもそれがなかなか言葉では、向こうの人に伝わらない。今まではパスをパッと見せて通れたがそれができない。それでいつもと違うので、いつものルーティンを守ろうとしてもそれができずにパニックになるような場合もあるようです。

それから精神障害の方も、無料乗車証が詰まる事例があったとかもっと簡単にしたいとか、駅員がおらんと時間がかかるんやとか、それからあと障がい特性で物を不潔に感じてしまうので触れないっていう方も居てはったりしますので、そういう方にとってはインターホンは辛いというような事例なんか報告されています。

1週間、簡単に聞いただけでこれだけの事例が挙がっていますので、どの障がいでも、いろんな不都合は出てるのではないのか、こういう不都合が出るのはわかりながらもメトロは黙って、こういうふうなインターホン導入にしまったいう。

それでこれからも、その理由は人員確保ができないからっていうふうに聞いているんですけど、そんなん言うてたら、だから言うてこういう不都合を起こしていいのか、バリ

アフリーは進めます言うてたのに、こんなに支障起こしたらあかんやろうと思えるんでぜひここは立ちどまって、こういうトラブルが起こらんようにどうしたらいいのかっていうことをちゃんと障害者団体と話し合いの場を持っていただいて、建設的対話により、こういう環境整備とか先ほども言われてましたけれども、どういうふうに環境整備、合理的配慮を提供するんかっていうことをぜひ示していただきたいと思ってます。

また都市交通局、今日来ていただけてますけれども、急遽、メトロとあわせて障害福祉も同席の上で、ちょっと話し合いの場を持って解決を早急に図っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

北野部会長：

はい。今ですね。大きな問題提起ありました。

これは古田委員の最寄り駅は、要するに皆さんの、今日示していただいたこの障がい者計画で、障害者計画の支援計画のこの111ページです。

もともと旧市営交通であった、そのメトロが果たしてきた役割を踏まえて、安全対策、バリアフリー化が進むように働きかけると。

これについて、市会とトロとが入っておられて引き続き、行政も参加参画していきますよと、ですから人にやさしいと、もともと言われたこの市営交通の安全対策、バリアフリーについて、やっぱりしっかり取り組んでいただくというところが基本ですので、これについて、こういう合理的配慮にそぐわない事例が出てきたということでもあります。

これにつきまして、今までのところでのことを踏まえて他の委員で、ご質問ご意見等ございましたら。よろしくお願いしますと思いますが。はい長谷川委員。

長谷川委員：

はい。長谷川でございます。

今、この困りごとのところでおっしゃってた通りのことが出てきてると思うんですけども、知的障害の方なんかは、やっぱりその困りごとを吸い上げるっていうことがとっても難しいんです。だからヘルパーさんが一緒にお出かけされている。

保護者の方が一緒にお出かけされてる場合は、保護者の方やヘルパーの方が気づくという場合があると思うんですけども、軽度の方なんかで、こうやって文字がこう読めて呼び出しボタンが押せる人はいいいんですけども、やっぱり重度の方で、今無料乗車証を使って、交通機関を使って、社会活動を行ってる方がやっぱりたくさんおられます。その方が、やっぱこういうことをいきなりこう目視されても、文字だけの認識も難しいしその対応が、音声だけっていうのは最も苦手としているところなので、やっぱりこの方法に進めるにしても、やっぱり人の手は一番大事だと思います。

やっぱりもうちょっとわかりやすい視覚支援を入れていただけたらとか、何かイラストは書いてあるとか、なんかもうちょっとこの配慮のある案内版がつかれないものかなあとは思いました。

で、要はやっぱりこの単独、一番やっぱり懸念されるのは、重度の方で単独で今利用されてる方が、これがもう嫌というか、できないから1人で行くのが、それが嫌になるっていうか、ご本人が自信なくしてしまうとか、そういうこともやっぱり考えられると思うので、やっぱり本人の社会活動というか、そういうのが制限されてしまうということになりますので、その点も含めて、やっぱり一番利用の多いメトロですから、その辺は考慮して、本人の生活のためにも、ちょっと考慮していただきたい点は多々あると思います。以上です。

北野部会長：

はい。もう本当に知的の方も1人で活動されてる方いっぱいいらっしゃいますので、その方にとってわかりやすい、見やすい、使いやすいパネルを含めた仕組みしてくださいということです。

山本委員、精神の仲間もこの件について何か、もし何か思われることあればお願いいたします。

山本委員：(1:45:14～

すいません。山本です。

私はよく谷町9丁目の千日前線の方に降りていくところの道を通ることが多いのですが、その際たまたまこのインターンの前で、機械に向かってそのおっちゃんは何か、天王寺の方に行きたいんだけど、どこでどう乗り継いだらええんやってことを聞いておられるんです。

聞いておられるんですけども、声が多分、精神科の薬を飲んでトロトロとしている時の声の出し方っていうか、舌の回り方っていうか、そういうので相手方に聞き取りがうまくいかなかったようで、もう1回言ってください「えっ、えっ、えっ」というふうな、問い直しをずっと向こうがしてくる中で、おっちゃん怒ってしまって、「そんなこと言うとは暇あったら来いや」とやってるんですね。「来いや」言うといってるんですけど全然返事がない。

結局、何か、何か怒らしてしまうだけの対応だったような感じだったんです。後ろで通りすがりですけどもね。

うん。なんかこう、人の声というのがおっちゃんにも聞き取りづらかったみたいで、たし、何かよくない機械だなあというふうに関心して見ていて感じました。

で、ちょっと、これ難波の北西改札口っていうところも私は行ったりするんですけど、これは、結構、ただでさえわかりにくいところで、いろんな遠方のバスの、遠距離バスの乗り場が、1社だけそちらの方にあるんですけども、そこは非常にわかりにくくて、私は2回、2回ほど乗り過ごし、切符はこれ(携帯電話)で取って用意していたものの、乗れなかったということがありまして、改札口の駅員に入った、立っていた方にお尋ねし、そのときは8月の頭ぐらいでしたので、したんですけども、その時も、地理に不案内な方を置いていたんですね。日本語はちょっとうまく通じなかったという印象の方でした。東南アジア系の人だったのかなあと思ったんです。

やっぱり難波とか新大阪とか、とても大事な交通の骨格みたいな、よく通るところで、改札口をこういうふうに機械にされてしまうと、なんかとっても使い勝手悪いというか、お尋ねできへんです。

尋ねてもやりとりがなんかうまくいかないっていうか、結局なんかイライラして、激昂したやりとりになってしまって、良くないなあと思って、本当に何か、私なんかそういう諦めてしまったんですけども、諦める前に何かできへんのかなあというふうに思ったりもしました。

結局、その遠距離バス乗れずに切符はアウトになったんです。なんか使い勝手のとても悪い窓口になってしまっているということについては、ちょっと不服は大きいです。

北野部会長：

ありがとうございます。手島会長、一言。こっちの方は、もっと早いですよ。

手嶋委員：(1:49:21～

古田委員がみんなでやる。ぎょうさん書いていただいたということで、我々、私も長いこと障がい者のこの委員会とかで出ていますけども、昔は、交通局を総出でやった委員会、あれはなんだった。名前忘れちゃったけど。

各部署から全部課長さんが出てくるんです。その委員会はそれで、一問一答みたいな形で全部答えていただいて、そういうふうにはやっておったんです。

今、古田委員や長谷川委員がおっしゃっていましたが、なかなか差別解消法というたって、これは解消になるのかな、負荷かけたんとかやうかなと僕は思ってます。

それと、毎年、我々日本身体障害者団体連合会の組合に入っているんですけども、東京の副会長、毎年、1回か2回、大阪に、車いすの人なんですが、ようこえて(太ってる)、毎年、大阪で大阪好きやから言うておられるて、こられてたんですよ。何でやというたらやっぱり、車椅子で新幹線に乗って地下鉄に乗って市内に行けば、本当に楽でいけるということで、それですとそういう話ばかり東京行ったりしてたんです

けれども、昨年ですか、今年は初めに、亡くなられたんですけれども、これ今、こういうシステムになって、東京のその亡くなられた方が来れるのかなと、結局やっぱり、他の県とかと同じようなシステムになるのかな、今まで大阪と言うてたのが、交通の便とか地下鉄でもなんですが、ようになったと思うたら、政治の力か何か知らんけれども、こういう駅に、駅員がいてなくなる言うて、それと災害でどうのこうのいろんな問題で提起されてるんですけど、駅員減らしたら災害が起きた時どうするんだと、そっからはまだ考えていただきたいと思います。

いろいろな、あやないこうやないゆうていろいろあるかと思いますが、とにかく障害者が安心して住めるまち大阪市に作っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

北野部会長：

はい。手嶋会長ありがとうございました。

皆さん、よろしいでしょうか、なかなかご意見、これから、ちょっとまた、きっちり、これ反映してもらおう仕組みを考えて欲しいんですけども、まず一番気になったのは、国が重い腰上げて、これをこの民間事業者の合理的配慮までやると、その時に国がまず最初に建設的な対話をしましょうと建設的に話し合うと、私たちも建設的な対話というところがやっぱ原点だと思うんです。

初めに、こうこうやりますさかいにというんじゃないくて、この方向で今検討してますけど、どうしたら、いろんな障害を持つての方が、ちょっとでも使いやすくなりましたらっていう、そういう、やっぱりどうしてもインターホンにせざるをえないっていう状況にあったらそれについてちゃんと説明をして、そして、その前に個別の障害、それぞれ障害の方に対応した合理的配慮はどうしたらいいかということは、障がい当事者の方が一番わかってはるんだから、当事者の方と話し合っていかなかったら、勝手にこんなもん事業者ができるわけないんですよ。

当事者との方との合理的配慮配慮については、建設的対話していく以外にこれ解決する方法ってないんです。

ですから、やっぱりこうせざるをえないという状況あるんだったら、それについて、きっちりご説明されて、例えば、この知的障害の方のパネルの見やすさの問題、インターホンまでの誘導です。当事者はどこにインターホンがあるかわかれへんではどうしようもないです。インターホンを使いやすくせんと使えへんかったらどうしようもない。

どうしてもインターホンが使いにくい方の場合は、どうするかっていう最後のいろんな、やっぱりそれぞれの段階に応じた合理的配慮の支援の仕組みを、きっちり検討されていかなかったら、これ天下のこれ会長がおっしゃった、これ大阪市というのは、これ地下鉄乗りやすいんで、東京はほんまなんです。東京の地下鉄と比べたらはるか

に大阪がええんです。だから、障害者団体の会合とかねしやすいですよ。

それが、せっかくその大きな夢やビジョンがつぶれてしまったんではもったいないですから、それを是非とも、それを何か前向きな方向にしていくということを、ちょっと、これは大阪市として取り組んでいただきたいというのが、今回この部会での、皆さんの総意であるというふうに認識していただいて、これはすいません議事録にも残していただいてきっちり、これからの形でやっていただけたらというふうに思っております。で、これについては、おそらく辻川副会長もご意見あるでしょうし、皆さん、もしよければ、まとめを辻川副委員長にと思ってますので、辻川副委員長にちょっとまとめてもらってよろしいですか。よろしいですかね。

では辻川副委員長ちょっとまとめをよろしくお願いいたします。

辻川副委員：

はい、ありがとうございます。おっしゃる通り、件数が少なく、相談件数が少なくなってきたという話があったんですけど、私なんかの肌感覚としては、コロナによって余裕がなくなったって言うこともあって、そういう迷惑行為だって言うふうにとらえられて差別をされる、排除されるっていう事例が結構多くなってきたんじゃないかって。

先ほどの床屋さんの例のようにですね、そういう事例が多いんじゃないかって言うふうに感じています。

旅館業法も改正されましたし、そういった風潮が出てきているのをすごい危惧しているところです。

で、ただ一方で、この差別解消法、大阪市の差別解消法の対応要領の中で正当な理由があるとして、正当な差別的にあたらない、差別にあたらないという事例については削除されてますよね。入れないって言うことについてはすごい、もう素晴らしいというふうに思っています。日弁連も、あのパブリックコメントなんかでも、そういう正当な理由、正当化事由があるって言うことで、差別にあたらないって言うことの具体例を例示としてでもあげると誤解を招くのでって言うことで、反対のパブリックコメントをしたんですけど、それを全然考慮してくれなかった部分があります。

一顧だにしてくれなかったのに、大阪市がここでこう言う対応要領を作って案を出していただいたことについては、非常に本当に素晴らしいというふうに思っています。

是非このまま変な方向になんかこう改正されることなく、改正というか変更されることなくですね、頑張っていただければと言うふうに思っています。

はい、今日はちょっと長くなりましたがどうもありがとうございました。

北野部会長：

はい。辻川副委員長ありがとうございました。

ではですね、予定されている議事すべてね、終了しましたので事務局にマイクをお返しいたします。

花田課長：

大阪市福祉局障がい政策企画調整担当課長の花田でございます。

皆様には、長時間にわたり、熱心にご議論いただきまして、また貴重なご意見、問題提起をいただきました。ありがとうございました。

本日先ほどの古田委員からのご提案の件につきましては、都市交通局も入っておりますので、また我々と一緒にですね、大阪市内でも検討させていただきますし、メトロの方にもお伝えいただきたいと、お伝えいただいてもらうように働きかけていきたいというふうに思っております。

また、先ほど議題でもありましたけども職員対応要領につきましては、今後、改正に向けて様々に意見を伺っていききたいというふうに考えております。

皆様方にも、改めてメールでご意見を伺いたいと思いますので、ご意見ございましたらお寄せいただけたらと思っております。

今回の部会は来年2月ごろを予定しております。皆様次回もよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

北野部長：(1:59:54～

ありがとうございました。

全員の皆さんに意見聞けませんでしたけど、申し分けございませんでした。

古田委員：

都市交通局、一言ある。あるよね。

都市交通局：

すいません、委員会の貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

都市交通局総務担当課長の山中と申します。

まずもって古田委員におかれましては、メトロの遠隔案内システムの導入に当たりまして、ご利用されている方の貴重なご意見の取りまとめをいただきましてどうもありがとうございます。

本日いただきましたご不安の声であつたりとか、ご不便をかけている声につきまして、それらのご意見につきましては、今ございますようにメトロの方にはしっかり伝えて参りたいというふうに思っております。

また、今般の事案を受けまして、大阪メトロに対しまして、遠隔案内システムの運用につきましては、利用されている方々の意見を勘案して、改善していくようにというふうには伝えております。

メトロといたしましては、お客様のご意見をお聞きしながらできる限りの改善をするというふうにも伺っておりますので、今後ともメトロに対しましても、この運用の改善も含めまして、バリアフリー化の推進を、働きかけを行っていきたいと思いますので、何卒ご理解の方よろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

北野部会長：

はい。どうぞ。どうぞよろしく願いいたします。

向井係長：

それではこれもちまして令和5年度第1回大阪市障害者差別解消支援地域協議会を閉会させていただきます。皆様本日は誠にありがとうございました。